

○関ケ原町指定通所介護事業運営規程

平成15年4月1日

訓令甲第14号の5

(総則)

第1条 この訓令は、関ケ原町（以下「本町」という。）が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 この事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 関ケ原町デイサービスセンター

(2) 所在地 関ケ原町大字関ケ原2490番地の29

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及びその他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名（常勤、うち1名は介護職員と兼務）

(3) 看護師 2名（常勤2名、うち1名は機能訓練指導員と兼務）

(4) 介護職員 5名（常勤5名、うち1名は生活相談員と兼務、うち1名は運転手と兼務）

(5) 機能訓練指導員 1名（常勤、看護師と兼務）

生活相談員、看護師、介護職員及び機能訓練指導員は、指定通所介護の提供に当たる。

(6) 調理員 1名（非常勤）

調理員は、食事の調理の業務を行う。

(7) 運転手 3名（常勤1名、介護職員と兼務、非常勤2名）

運転手は、利用者の送迎を行う。

2 職員は、法令に規定する範囲内で本業所の他の職種の職員又は本町の他の機関の職員と兼ねることができる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1

月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、サービス提供時間は、午前10時から午後3時30分までとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず必要があるときは、サービス提供時間を超えて指定通所介護の提供を行うことができる。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、指定介護予防通所介護事業も含めて28人とする。

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活等についての相談及び助言
- (4) 機能訓練
- (5) 健康状態の確認
- (6) 養護
- (7) 送迎サービス
- (8) その他指定通所介護に必要な事項

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道おおむね5キロメートル未満 200円
- (2) 事業所から片道おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満 300円
- (3) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上 400円

3 食費580円及びおむつ代実費を徴収する。

4 指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用を徴収する。

5 利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額を徴収する。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は、本町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 指定通所介護の利用者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、秩序を保持しなければならない。

- (1) 施設及び器物等を大切にすること。

(2) 他の利用者に迷惑をかける行為をしないこと。

(3) その他管理者の管理上必要な指示に従うこと。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、事業所が定める消防計画に基づいて、常に災害の防止に努めるとともに、非常災害に備えて、年1回以上定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 職員は、指定通所介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情対応)

第14条 事業所は、苦情対応の窓口責任者を配置し、患者又はその家族から苦情または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等について)

第16条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わない。

2 事業所は、緊急やむを得ない場合、その際の利用者の心身状況及び理由等を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究及び研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 この訓令に定める事項のほか、運営に関する重要事項は町長が定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令甲第13号の7）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令甲第46号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令甲第9号の5）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令甲第21号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第11号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第32号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令甲第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令甲第8号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第26号）

この訓令は、平成27年8月3日から施行する。

附 則（平成28年訓令甲第20号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第28号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令甲第23号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令甲第59号）

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。